

あなたの空き家 有効活用できるかも！

～空き家に関する制度のあれこれ～



このリーフレットでは、

- ・ 空き家バンク制度について
- ・ 空き家リフォーム事業助成制度について

紹介します

でくらす遠野
DE-KURASU TONO

売りたい！
貸したい！

空き家募集中！

○遠野市空き家バンクとは？

遠野市では、空き家の売却又は賃貸を希望する所有者からの申し込みによって登録をした空き家の情報を、遠野市内への移住・定住等を目的として空き家の利用を希望する方に対して、空き家情報の提供を行う「遠野市空き家バンク」に取り組んでいます。

遠野市内に空き家をお持ちの方で、空き家の管理に苦労されている方、空き家の老朽化や周辺環境への影響を心配されている方など、この制度を利用して空き家を有効活用してみませんか！ぜひ、ご相談ください！

○物件の相談・登録から契約までの流れは？

1 相談

窓口で、電話で、メールにてお話を伺います。

2 売却・賃貸物件の登録申込み

売却・賃貸物件の情報提供を希望される方は、市が指定する書類にご記入いただき、「で・くらす遠野」にご提出ください。

3 現地調査

市の担当者と（一社）岩手県宅地建物取引業協会等の担当者が現地の確認を行います。現地調査の際は、立会をお願いいたします。

4 空き家情報の提供

「で・くらす遠野」ホームページ及び市の窓口で情報提供を行います。

5 物件の現地案内・内覧

空き家の利用希望者に対し、市の担当者と（一社）岩手県宅地建物取引業協会等の担当者が現地に案内します。物件を内覧する際は、立会をお願いすることもあります。日程等の連絡調整は、市の担当者が行います。

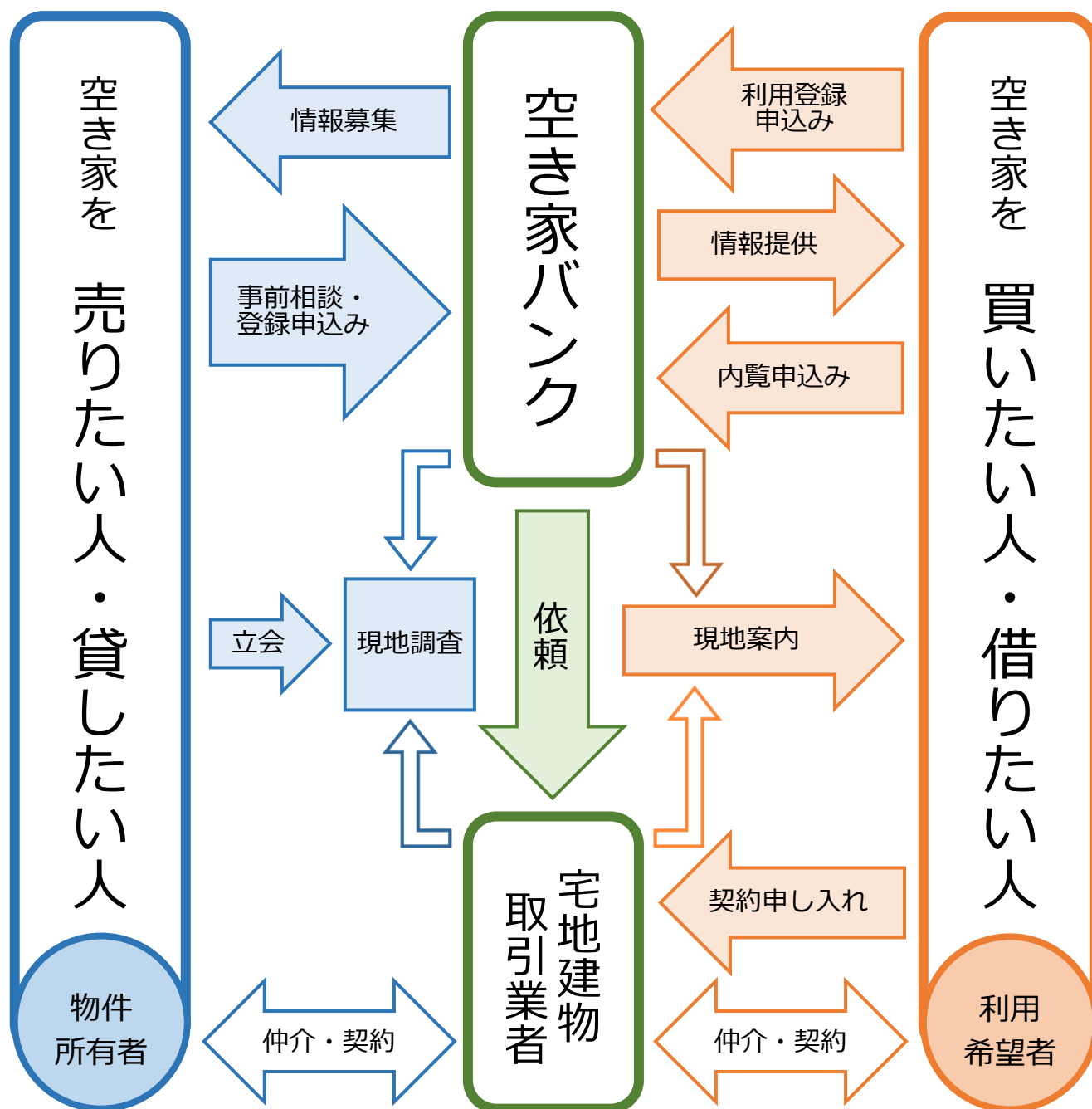
6 空き家物件の交渉

見学の結果、利用希望者から契約の申し入れがあった場合、（一社）岩手県宅地建物取引業協会等に入会している宅地建物取引業者の仲介による交渉・契約となります。



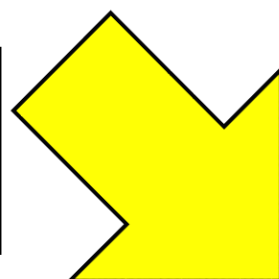


空き家バンク制度のイメージ図



- 1 市は、情報提供及び物件所有者と利用希望者の連絡・調整を行います。
- 2 市は、空き家物件の仲介・あっせん・交渉・契約に直接関与することはありません。
- 3 「空き家バンク」に登録いただいた物件の情報は、移住・定住相談窓口「で・くらす遠野」ホームページ上で公開します。

「空き家のリフォーム工事」や
「空き家内の家財道具の整理」の
助成制度については裏面へ！



空き家リフォーム事業助成金の概要

空き家の有効活用のために、空き家のリフォーム工事や、空き家の中にある家財道具の整理に要する費用に対して助成します。

区 分	助成の対象となる工事又は作業	助成する割合
空き家リフォーム工事	・ 台所、浴室、トイレ等の水回りに係る修理 ・ 床及び畳の張替並びにドア等の開閉部分に係る修理 ・ 屋根の破損又は雨漏りに係る修理など	助成率 1/2 助成額の上限20万円 ※岩手県外からの移住者は上限40万円
家財道具の整理	・ 空き家の中に有る家財道具の整理、撤去、処分等に係る作業など	助成率 1/2 助成額の上限10万円

■対象となる空き家

- ・ 一戸建て住宅で、申請時において、居住していない又は移住者が居住後1年を経過していないもの。
- ・ 遠野市空き家バンクに登録している又は登録することが確約されたもの。

■対象者

- ・ 空き家の所有者で過去にこの助成を受けたことがない者。

■付帯要件

- ・ 市内に主たる事務所を置く建設会社、工務店等が行う工事であること。
- ・ 市内の一般産業廃棄物収集運搬業者、公益社団法人遠野市シルバー人材センター等が行う作業であること。

■助成額の算定から除かれる経費等

- ・ 空き家以外の庭の改修や小屋の修理など、リフォームに関連しない工事費用。

■その他

- ・ 工事または作業着手前に申請書を提出すること。
- ・ 工事または作業が完了した日から10日以内に完了報告書を提出すること。

【お問い合わせ】

移住・定住相談窓口「で・くらす遠野」（遠野市産業部観光交流課）

〒028-0592 遠野市中央通り9-1

電話 0198-62-2111（代）

メール info@dekurasu-ono.jp

で・くらす遠野ホームページ <https://dekurasu-ono.jp>

